

九、第4条第1項第10号(他人の周知商標)

他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であつて、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

1. 「他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標」について

(1) 需要者の認識について

「需要者の間に広く認識されている商標」には、最終消費者まで広く認識されている商標のみならず、取引者の間に広く認識されている商標を含み、また、全国的に認識されている商標のみならず、ある一地方で広く認識されている商標をも含む。

(2) 周知性の判断について

「需要者の間に広く認識されている」か否かの判断に当たっては、この基準第2(第3条第2項)の2.(2)及び(3)を準用する。なお、例えば、以下のような事情については十分に考慮して判断する。

(ア) 取引形態が特殊な商品又は役務の場合

例えば、「医療用医薬品」、「医薬品の試験・検査若しくは研究」については、特定の市場においてのみ流通する商品又は提供される役務であること。

(イ) 主として外国で使用されている商標の場合

主として外国で使用されている商標については、外国において周知であること、数か国に商品が輸出されること、又は数か国で役務の提供が行われていること。

2. 「需要者の間に広く認識されている商標」の認定について

審決、異議決定又は判決で需要者の間に広く認識された商標と認定された商標は、その認定された事実について十分に考慮して判断する。

3. 「類似する商標」について

(1) 本号における商標の類否の判断については、この基準第3の十(第4条第1項第11号)の1. から10. を準用する。

(2) 「需要者の間に広く認識されている」他人の未登録商標と他の文字又は図形等とを結合した商標は、その外観構成がまとまりよく一体に表されているもの又は観念上の繋がりがあつたものを含め、その未登録商標と類似するものと判断する。

ただし、その未登録商標が既成語の一部となつていることが明らかな場合等を除く。

(例) 該当例は、この基準第3の十(第4条第1項第11号)の4.(2)(ア)②と同様である。

4. 判断時期について

本号の規定を適用するために引用される商標は、商標登録出願の時に(第4条第3項参照)、我が国内の需要者の間に広く認識されていなければならない。

5. 商品又は役務の類否判断について

本号における商品又は役務の類否判断については、この基準第3の十(第4条第1項第11号)の11. を準用する。

6. 出願人と本号における他人に支配関係がある場合の取扱い

本号に該当するか否かの判断においては、この基準第3の十(第4条第1項第11号)の13. を準用する。

(注) 以下をクリックすると、商標審査便覧又は審判決要約集をご覧になれます。

○商標審査便覧

41.103.01 外国の地名等に関する商標について

42.110.01 地域団体商標を包含する通常商標の出願に関する商標法第4条第1項第10号等の適用について

○審判決要約集 (第4条第10項)